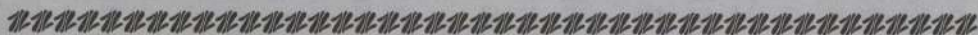


全 仏



No. 390

1993. 8



自民党議員との懇談会 (関連記事2頁)



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

自民党議員との懇談会

去る六月四日午前八時半から、東京・永田町の自民党本部で、本会と同党文教関係議員との懇談会が開催された。この会は、仏教界の要望を幅広く聞きたいという自民党の呼びかけで、毎年開かれていたもので、石上理事長をはじめ、各宗派の代表者が出席した。

懇談会は、井出正文教局長の開会挨拶で始まり、塚原俊平全国組織委員長、塩川正十郎「宗教・社会教育に関する連絡協議会」会長、北川正恭文教部長ら党の役員が次々に挨拶を行った。本会からは、最初に石上理事長が挨拶を行い、続いて旗本事務総長が、仏教会の現況を説明した後、以下のような要望事項を読み上げた。

(一) 税制改正について 本会では、毎年税制改正に際し、貴党の政務調査会・税制調査会及び全国組織委員会に対して、①金融収益への非課税制度の堅持、②収益事業の範囲の不拡大、③収益事業の税率の引き下げ、の三点を中心に宗教法人への課税問題は、その特性及び歴史的慣習を十分斟酌して審議されるよう、要望いたしてまいりました。

宗教が人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与いたして

おりますことは、申し上げるまでもないことであります。一方、宗教法人が営む収益事業も、本来営利を目的としたものではなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものでございます。しかるに、宗教法人への課税強化は、その活動を縮小させ、宗教のもたらす精神文化の高揚に著しい支障をきたすと共に、宗教そのものの存在すら危うくすることにもなりかねません。

もとより、国家財政に協力することは、国民の一人としては当然のことでございますが、「税制改正」の名のもとに、国家権力が憲法に保証されている「信教の自由」、「政教分離」の原則を脅かすことを懸念するものであり、このような税制改正になりませぬよう、特にお願いいたす次第であります。

この問題に関し、最近、私たちが注目しておりますのは、悪意ある一部のマスコミ報道であります。ご承知のように、宗教法人が営む収益事業の法人税率は現在二十七％です。この点をマスコミは、敢えて資本金一億円以下の中小企業で課税所得のうち八〇〇万円までは法人税率が二十八％であることに目をつぶって、一般企業の法人税率三十七・五％と

比較して、宗教法人が、如何にも優遇されているかのような報道をいたしております。けれども寺院の実態に照らしてみた場合、大きな違和感を禁じ得ません。それは寺院の営む収益事業は極めて小規模な場合が殆どで、しかも率にすると八万の寺院のうち一割にも満たないからであります。この点、仏教界全体について誤解されませんよう、特にご理解をお願い申し上げます。

(二) 文化財の保護について 国宝・文化財は、我国の歴史文化の正しい理解のために欠くことの出来ない貴重な文化遺産であり、しかも現代に生きる私たちの精神の営みに大いなる影響を及ぼしていることは申すまでもありません。

しかるに実際問題として、たとえば寺院建築の場合、建立当時のその寺院の経済状況と現在とでは大きな変化を遂げた場合も多く、従って国及び地方公共団体の保護は不可欠であり、しかも今後それがいよいよ充実することが望まれます。更に、現在指定の範囲が拡大しているようですが、未指定の物件で貴重な文化財も依然として数多く存在しているの、この点に就いても保護の手が及ぶことを期待するものであります。何卒文化財の保護に対し、一層の御理解と予算の増額をお願い申し上げます。

信教の自由に関する委員会

第一回信教の自由に関する委員会は、六月十日午後二時から、明照会館会議室で開催された。

はじめに、本委員会に参考人として出席された弁護士の小池健治氏が「靖国神社問題と信教の自由、政教分離」のテーマで、講演を行った。続いて、議事に入った。

議題 本年度の活動方針について

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」について審議。昨年提出した「要請」文を一部修正し、本年も内閣総理大臣に対して提出することになった。

(小池氏の見解は十四、十五面に掲載)

靖国神社公式参拝中止を要請

本年度も、内閣総理大臣に対して「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止」を要請することが決まり、下記のような要望書を提出することになった。

これは、本会が過去十二回にわたり「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会(野村盛彦委員長)が、理事長に答申したものである。

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝

中止の要請

本会は、過去十二回にわたり、「靖国神社法案」、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、反対の意志表明を行ってきた。

現在の靖国神社が、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることは明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝をすることは、どのような形式をとりましても、憲法に定める「信教の自由」、「政教分離の原則」に背反することは疑いの余地がありません。

私達は、これら憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっていることを、もう一度思い起こしたいと思えます。

戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものでありましょう。

本年も、まもなく「戦没者を追悼し平和を祈念する日」がまいります。首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝を行わないよう、強く要請いたします。

財団法人 全日本仏教会

理事長 石上 智康

扇子

山田恵諦会長
(天台座主猊下)

ご染筆

箱入 2,000円

仏旗

- 仏旗(大) たて140 cm よこ210 cm 三、〇〇〇円
- 仏旗(中) たて90 cm よこ135 cm 二、〇〇〇円
- 仏旗(小) たて70 cm よこ100 cm 九、三〇〇円
- 手旗 たて70 cm よこ100 cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて90 cm よこ135 cm 七、四〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

第二十三回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

業・センダラ問題を考えるについて

—文化と社会の視点より—

高野山大学教授 谷川泰教

第二十三回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る六月七日午後一時半から、浄土真宗本願寺派宗務所会議室で開催された。

高野山大学教授・谷川泰教師が、「業・センダラ問題を考えるについて——文化と社会の視点より——」のテーマで、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※

私の専門領域は、インド仏教学であるが、特にインドの初期の仏教とジャイナ教の文献を通して、それを比較し、仏教本来の在り方を探ることをテーマとしている。これまでの初期仏教の研究は、ごく一部の人を除いて、各宗派が仏教としてのアイデンティティーを得るための、ある意味では後向きの作業となっていたのではないかと考える。私は、初期仏教研究の目的を、自らが仏教徒であること

の自覚を得ることを第一としていいるが、仏陀から始って、インドから仏教が消えるまでの約千五百年間の歩みをたどること、日本仏教の歴史を比較検討することにより、初期仏教研究の意義が確認されると考える。この意味で、「業・旃陀羅問題」は、インドと日本の仏教の歴史を批判的・客観的にみつめる一つの視座として、把えられるのではないかと考える。

差別の実態に学び、その残酷さを考える時、人をして心ならずも差別に加担せざるを得なくするシステムは一体何なのかに思い至ると、文化の概念への関心が生じてくる。業・旃陀羅の文化史的背景あるいは文化構造に留意する視点は、文献学を主とする者にとり、馴染みが薄いが、たとえば、出家者の戒律制定のいきさつや、出家者団体相互の戒律

に対する見解の相違をみると、出家者が依存している社会の意識・常識などが色濃く投影していることが理解される。

文化の概念については、様々な定義があるが、私は、様式化され制度化された表層レベルの下に、深層的なレベルがあり、人が意識しているか否かに関わらず、文化をして文化たらしめているレベルがあるのではないかと考える。身近かな仏伝を例にとると、釈尊が悟を開かれた後に説法を躊躇されたが、その理由は、悟られたことが「世の流れに逆らうもの」であり、人々はアラヤに馴染んでおり理解できない、ということが出てくる。このことは、人々の考え方を一定の枠の中に強力に拘束している極めて執拗な深層レベルの目にみえないシステムとしての文化ではないかと思う。釈尊は、それに逆うことの意味を十分に理解しておられたのではないかと考える。当時、釈尊がよって立つ文化には、当然のことながら制度としての差別と、世界観としての業・輪廻思想が組み込まれていたことは、定説となっている。なかでも、最も重要な位置を占めるのは、言語体系であると考えられる。釈尊は弟子の一人に、「教えを説くのにサンスクリットに統一してはどうか」と問われ、「それぞれの言葉で話せばよい」と答えたといわれる。恐らく釈尊には、インド文化



谷川泰教師

の特徴である「サンスクリット化」に象徴される、言葉のもつ様々な規制力に対する警戒があったのではないかとと思われる。したがって、差別問題解決に向けての方向は、インドの古代文化のみならず、今日の社会を把える上で共通の文化の概念をもつことにより、みい出せるのではないかと考える。

文化の概念をみると、その根底に思想があり、それは、インドの場合は、一つは「カルマ」であり、もう一つは「ダルマ」の概念がそれを覆う形で存在すると考えられる。

業思想の起源は、ウパニシャッド以前のヴェーダの祭祀にあることは常識であるが、文献の上で具体的に表われるのは、古ウパニシャッドにおいてである。特に、輪廻思想とチャンドラーの関係でみると、初めは輪廻の原型だけであったものが、次の段階では、業と身分制度が付合して出てくる。そこには明らかに業によって社会的身分を説明しようとす

る意図が窺える。これが「説明的な業論」の端初になるが、このことは、業と輪廻と社会的身分制度とその差別の構造が結合した形が既に仏教以前からあったことを示している。

もう一つの「ダルマ」の概念は、インド社会を貫く文化の概念であり、神の啓示であるヴェーダに淵源を有するバラモンの伝統的な価値体系で、人間社会の秩序はこれにより維持されるといふ。そして、社会は本来的には四つのヴァルナ集団のみから成り立ち、それぞれに割り当てられた固有の社会的役割・機能を果たすことによつて、社会とダルマの価値体系は守られるといふ。したがつて、「出家」とは、このダルマを捨てることに他ならないが、仏教はバラモンのダルマ社会の外部に、仏教的ダルマ社会を作ることにより、結果的にヒンドウのダルマの構造に飲み込まれてしまったことになる。このことは、バラモンのダルマ社会が現実機能していることを示すものであり言語が持っている規制力というものである。

仏教が身分差別を否定して平等を唱えたといふ、理想主義的仏教像に対して、はたしてそれが顔面どおり受け取れるものか否か、再吟味を迫まる研究も最近では幾つか出されている。それらは、仏教を伝承してきた人達も全てが社会的存在であり、出世間を標榜する

人でも、それぞれがよつて立つ時代的社会的状況の影響を完全に無視して存在し得ません。その影響の度合いを釈尊以降の仏教者の中に確認していくことが、我々に果せられた使命と考える。

このことを念頭において、サンガの在りようを顧みると、構成員の出身別比率にみられるように、誰れでもが無条件に比丘になれた訳ではなく、比丘になる資格が、業・輪廻・社会的身分制度の影響を受けたサンガの清浄性に依拠していたことも知られる。また、サンガの外護者であった支配階層の浄・不浄の観念が、サンガに強く反映することにより、本来は禁止されていなかった、「肉食」の問題を介しても、差別問題と関わるようになったことも知られる。

大乘仏教は、一切衆生悉有仏性であるが、大乘仏教といえども世俗社会の意識を全く無視するのではなく、むしろ差別的表現をそのまま經典として用いてきた歴史がある。大乘仏教のみが旃陀羅を差別的にあつた訳ではなく、これは仏教の伝統であると認める必要がある。

業の思想は、今後、自己が自覚的に仏教徒であることを実践していくために重要な思想として、「自覚的業論」へと転換を計っていくことが大切である。

暑中御見舞い申し上げます

曹洞宗宗務庁

管 長	丹羽廉芳
宗務総長	伊東盛熙
参 議	田邊哲崖
参 議	岡田巳成
教学部長	服部栄隆
財政部長	森和久
教化部長	渡辺泰峰
総務部長	佐々木孝一
出版部長	國安格典
伝道部長	石附周行
人事部長	有田恵宗

〒105 東京都港区芝一丁目五十一番一
 ○三三四五四一五四一一

真宗大谷派

宗務総長	細川信元
参 務	熊谷宗恵
同	稲垣俊一
同	伊賀闡信
同	雨森有慶
同	内藤義英

〒600 京都市下京区烏丸通り七条上ル
 ○七五二二七一九一八四
 常葉町七五四

浄土宗宗務庁

浄土門主	中村康隆
宗務総長	成田有恒
総務局長	山田瑞祥
教学局長	吉田昭炳
財務局長	桑原法道
社会局長	江口定信
同和推進	事務局長
東 京	事務局長
東 京	事務局長
事務所	齊藤价洲
総長公室	長 近藤正也
同和推進	事務局参与
事務局	参与
出版室	長 小林正道

〒605 京都市東山区林下町四〇〇一八
 ○七五二二二〇〇〇
 東京事務所
 〒105 東京都港区芝公園四丁目七十四
 ○三三四二六三三五一

日蓮宗宗務院

管 長	岩間日勇
宗務総長	伊藤通明
宗務副総長	佐藤光春
綜 合	岩間湛正
企画部長	二宮将泰
庶務部長	加賀美全
財務部長	石井隆教
教務部長	石川浩徳
護 法	石川浩徳
伝道部長	石川浩徳
現代宗教	研究所長
研究部長	石川浩徳
国際部長	石川浩徳
開教部長	石川浩徳
人権部長	石川浩徳
対策室	長 谷川正徳
立教開宗七	五十年慶
立教開宗七	五十年慶
事務局	長 斎藤邦昭
参 与	岡田法順
参 与	岡田法順
参 与	岡田法順
日蓮宗	新聞社社長
日蓮宗	新聞社社長
日蓮宗	新聞社社長

〒146 東京都大田区池上二丁目三二番一
 ○三三七五二一七一八六
 FAX 〇三三七五二一七一八六

暑中御見舞い申し上げます

総本山金剛峯寺
高野山真言宗宗務所

座長 竹内崇峯	執行総長 新居祐政	執行総長 庄司隆興	執行部長 嬉野覺昭	執行部長 安芸昌憲	執行部長 楠公延	執行部長 中西啓寶	執行部長 常岡弘雄	企画室長 山花義宥	同和局長 佐々木兼俊
---------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	------------

和歌山県伊都郡高野山一三二一
〒646-0207 〇七三六(五六)二〇一一
高野山東京別院
主 監 壽山良知
東京都港区高輪三二一五一一八
〒108 〇三三四(四一)三三三三八

臨濟宗妙心寺派
宗務本所

管長 春見文勝	宗務総長 小倉宗徳	総務部長 羽賀文主	教学部長 大野鉄宗	財務部長 本多道一	花園会長 宮田正勝	法務部長 森弘宗	〈大法会事務局〉 副委員長 橋本玄進		副委員長 細川景一	総務部長 山中清洲	管待部長 山本健史	募財部長 中島義観
---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	-----------------------	--	-----------	-----------	-----------	-----------

京都市右京区花園妙心寺町
〒616 〇七五(四六)三二二一一

天台宗務庁

天台座主 山田惠諦	宗務総長 多紀穎信	庶務部長 山本堯俊	社会部長 高松義寛	参学部長 山田能裕	参務部長 吉田正賢	総務室長 師田賢説
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

大津市坂本四丁目六番二号
〒520-0101 〇七七五(七九)〇〇二二

真言宗智山派宗務庁
総本山智積院法務所

管長 藤井龍心	宗務総長 上村正剛	総務部長 峯嶋能忍	法務部長 白石大峰	教学部長 真保龍敬	財務部長 中村義英	教化部長 田中聖賢	宗務出張所長 磯山福正
---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------

京都市東山区東大路七条下ル
東瓦町九六四
〒605 〇七五(五四)五三六六一

暑中御見舞い申し上げます

真言宗豊山派宗務所

管 長 吉田 俊 誉

宗務総長 川田 聖 定

教務部長 小野塚 幾 澄

総務部長 白井 正 雄

財務部長 浅井 侃 雄

教化部長 杉山 康 信

総合教化
研究所
事務局 長 市橋 俊 昭

〒112
東京都文京区大塚五丁目四〇番八
〇三(三九四五)〇〇六三九

総本山仁和寺
真言宗御室派

管門 長跡 吉田 裕 信

執行 宗務総長 田中 純 應

執行 総務部長 村田 文 英

執行 教務部長 福島 智 秀

執行 財務部長 堀川 和 海

〒FAX
京都市右京区御室大内三三
616 〇〇七五(四六一)
X 〇七五(四六四)四〇七五

本門佛立宗
本山宥清寺

講 有御牧日勤

宗務総長 植田 日 朝

〒602
京都市上京区御前通一条上ル
〇七五(四六一)一一〇番地
東堅町一六六

念法眞教教団
総本山金剛寺

燈 主 小倉 靈 現

〒538
大阪市鶴見区緑三丁目二二
〇六(九一一)二二〇二

孝道山本仏殿

統 理 岡野 正 貫

副統理 岡野 鄰 子

〒221
横浜市神奈川区鳥越三八
〇四五(四三二)一一〇一

浄土宗西山深草派
総本山誓願寺

法管 主長 鶴 飼 慶 範

宗務総長 深津 実 乘

〒604
京都市中京区新京極桜之町四五三
〇七五(二二一)〇九五八

暑中御見舞い申し上げます

<p>〒A602 X 京都市上京区今出川通烏丸東入相國寺門前町六八四一〇〇七五二二三三三三三六九九七五</p>	<p>同 岡 同 宮城 同 田辺 同 江上 同 大西 同 大西 理事 同 荒木 同 清瀧 常務理事 大島 理事長 有馬 會長 長東伏見</p>	<p>野 平 野 咲 哉 悦 弘 準 底 洽 慈 治</p>	<p>京都仏教会</p>
<p>〒231 〇四五(六六一) 〇一六六 横浜市中区大平町九六西有寺内</p>	<p>事務局長 本間 孝康 同 佐藤 行信 同 柳下 隆侃</p>	<p>同 横山 敏明 副會長 小崎 竜雄 會長 長福 永隆 昭</p>	<p>神奈川県仏教会</p>
<p>〒616 〇七五(八七一) 〇〇七一 京都市右京区嵯峨大沢町四</p>	<p>宗務総長 岡田 高功 管門 跡長 井上 紀生 真言宗大覚寺派 大本山大覚寺</p>	<p>宗務総長 加藤 勝真 法管 主長 蓮生 善隆 執行 長 加藤 勝真</p>	<p>真言宗善通寺派宗務庁 總本山善通寺</p>
<p>〒500 〇五八二(六六一) 七八〇三 岐阜市西野町三一一本願寺岐卓別院内</p>	<p>岐阜県仏教会</p>	<p>東京台東区浅草一三三〇一八一 〇三三(八四二) 〇一八一 〇三三(八四五) 六九三三三 執行 長 小岩井 貫承 貫 首 壬生 台舜</p>	<p>聖観音宗 浅草寺</p>

暑中御見舞い申し上げます

財団法人

埼玉県佛教会

会 長 江 連 俊 則

副 会 長 河 野 亮 永

同 酒 井 文 雄

専務理事 目 黒 靖 淳

〒A336 X 浦和市高砂四一三一一八
 〇〇四八(八六四)六六四九
 〇〇四八(八六一)六六四九
 埼玉会館

静岡県佛教会

会 長 石 上 博 貴

事務局 長 塚 本 智 見

会 計 鈴 木 仁 永

広 報 岡 田 興 龍

〒419-0205 静岡県富士市厚原五二
 〇五四四(七一)三六〇五
 碧雲寺内

社団法人

全日本仏教婦人連盟

名誉会長 一 條 智 光

会 長 山 本 杉

理 事 長 友 廣 和

役 員 一 同

東京都豊島区北大塚二一一一
 分室 〒163 東京都新宿区西新宿
 新宿センタービル37階
 (I.N.A生保内)
 電話 〇三(三三四四)六七九四

社団法人
 日本仏教保育協会

名誉会長 大 谷 光 照

理 事 長 上 村 映 雄

〒105 東京都港区芝公園四一七一四
 〇三(三四三一)一五一九

総本山 金峯山寺

管 長 五 條 順 教

奈良県吉野郡吉野町吉野山
 〒639-3101 〇七四六三(二)八三七一

真言宗須磨寺派
 大本山須磨寺

管 長 小 池 義 人

神戸市須磨区須磨寺町四一六一八
 〒654 〇七八(七三一)〇四一六

浄土宗西山禅林寺派
 総本山永観堂禅林寺

法管 主 長 丹 羽 観 堂

京都市左京区永観堂町四八
 〒606 〇七五(七六一)〇〇〇七

真言宗中山寺派

大本山 中 山 寺

兵庫県宝塚市中山寺二一十一一
 〒A665 X 〇〇七九七(八六六)九八七七

暑中御見舞い申し上げます

<p>神戸市灘区原田通三丁目五十八番五 〒657 〇七八(八六一) 四〇四四 金剛福寺内</p>	<p>専務局長 高橋 恵 俊</p>	<p>同 広瀬 照 晴</p>	<p>副会長 大谷 昭 世</p>	<p>会 長 高見 寛 康</p>	<p>兵庫県仏教会</p>
<p>名古屋市中区新栄一丁目二二番一 〒460 〇五二(二四二) 四七二二 曹流寺内</p>	<p>同 玉井 康 之</p>	<p>同 岩田 文 有</p>	<p>副会長 牧 忍 教</p>	<p>会 長 江川 辰 三</p>	<p>愛知県仏教会</p>
<p>京都市東山区林下町四〇番一 〒605 〇七五(五三一) 二二一一</p>	<p>執事 長寺 本 哲 榮</p>	<p>門 跡 中村 康 隆</p>	<p>浄土宗総本山 知恩院</p>	<p>東京都目黒区中目黒五丁目二四番一 〒153 〇三三(三七一一) 七六〇八 五三 祐天寺内</p>	<p>財団法人 国際仏教興隆協会 名誉総裁 山田 恵 諦 理事長 川井 匡 俊 印度山 春見 文 勝 日本寺竺主 役員 一 同</p>
<p>東京都千代田区外神田三丁目一 〒101 〇三三(三二五一) 八六八三 神田寺内</p>	<p>主 管 友松 諦 道</p>	<p>京都市下京区堀川通花屋町下ル 〒600 〇七五(三七一一) 五一八一 西本願寺広報部内</p>	<p>京都府仏教連合会 理事長 松村 了 昌</p>	<p>新潟県仏教会 会 長 中村 啓 識</p>	<p>福岡県仏教連合会 会 長 黒田 英 之</p>

暑中御見舞い申し上げます

〒108 東京都港区芝四丁目三十一番一 〇三三四五五五八五一	監事 同 井上信一 同 高島孝範 同 田辺哲崖 同 吉國二郎 同 有馬清雄 同 松原泰道 理事 中村元	発願者 沼田惠範 会長 沼田智秀 理事長 長尾雅人 理事 長尾雅人	財団法人 仏教伝道協会						
〒633 奈良県桜井市初瀬七三十一番一 〇七四四四七七〇〇一	執事 東京出張所長 花園昌成	財務執事 田嶋信雄 法務執事 高梨堅堂 教務執事 伊東聖純 総務執事 渡邊隆榮	真言宗豊山派 総本山長谷寺						
〒230 横浜市鶴見区鶴見二丁目一 〇四五五八二六〇二二	貫首 梅田信隆	曹洞宗大本山總持寺	山梨県身延町身延三五六七 〒409 25 〇五五六六二二〇二一 〇二一代	法主 岩間日勇 総務 藤井教雄 外山務員一同					
〒104 東京都中央区築地三丁目十五番一 〇三三三五四二一一三二一	輪番 東京出張所長 北條成之	本願寺築地別院	〒193 東京都八王子市高尾町二丁目七 〇四二六六一一一一七五	大本山高尾山薬王院	〒286 千葉県成田市成田一 〇四七六二二二二一一	貫首 照碩	大本山成田山新勝寺	〒174 東京都板橋区舟渡 四一十五番一 〇三三三九六七三二八八	財団法人 日本佛教鑽仰会 理事長 中山静麿

靖国神社問題と 信教の自由、政教分離

弁護士 小池健治

第一回信教の自由に関する委員会が、去る六月十日午後二時から、明照会館会議室で開かれた。委員会に参考人として出席された弁護士の小池健治氏は、「靖国神社問題と信教の自由、政教分離」と題して、要旨次のような見解を発表された。

※ ※ ※

二十数年来、毎年八月十五日が近づくと、首相の靖国神社公式参拝をめぐって、様々な議論が沸騰する。その一番のピークは一九八五年の中曽根首相の公式参拝であったが、その後は特に中国を中心とする諸外国からの反対があり、公式参拝はされずに来ている。

今年も六月二日の朝日新聞によれば、「首相今年も見送る方針靖国神社公式参拝」の見出しで、宮沢首相は終戦記念日に公式参拝を行わないことをあきらかにしている。しかし、昨年の新聞記事によれば、推進団体である日本遺族会が首相に靖国神社公式参拝を要請という中で、自民党が参議院選で公式参拝を選挙公約にしていたという指摘があり、その火種はなかなか消えておらず、したがって

今年もそうした推進団体からの強い働きかけがあると思う。

これに関して、興味ある記事が最近の神社新報に載っている。評議員会においてある評議員から、「靖国神社公式参拝の定着化と、神社本来の姿を護持顕現する運動を展開すべく、神社本庁に希望する」の点について提案理由の説明があり、採択されたというものである。ここで注意しなければならないのは、靖国神社公式参拝の定着化だけではなく、その後には神社本来の姿を護持顕現するという点である。それは、中曽根首相が行った社頭一礼の参拝方法を批判するものである。

したがって、政府が推進団体の意を踏まえ、公式参拝という国家権力が宗教に関与するということ、当該の外から見れば支援を受けたと思われるその当該の宗教団体が、実は宗教本来の活動を阻害され、信教の自由を害されていた、という点に興味を持つのである。

首相が公式参拝をしないから安心なのかという、実はそうではない。すなわち昨年の様子を見ると、首相は公式参拝を見送りはし

たが、閣僚は十五名が参拝を行い、前年よりも三名増えたということである。つまり、首相の公式参拝は国内の反対はともかくとして、諸外国からの反発が強いためにできないが、閣僚は公的性格の強い参拝をしているということである。

一、靖国神社法案から靖国神社公式参拝問題へ

今日当面の問題となっている靖国神社公式参拝は、靖国神社国家護持問題の一つの課程である。「靖国神社法案」というものがあり、この成立ができないために出て来たものであり、それを推進者側は実現、定着化させようとしているのである。

まず、一九六九年に「靖国神社法案」が提出され、その後提出、廃案を繰り返して、一九七四年に五回目の提出で廃案となった。その後、この法案が日の目をみなくなった大きな原因は、一九七四年五月に衆議院法制局が「靖国神社法案の合憲性」という文書を提出したことによる。

一九七五年二月に藤尾衆議院内閣委員長が、いわゆる表敬法案たる私案を提案した。これが今日の公式参拝への転換点である。

同年八月十五日に三木首相が私人として、初めて靖国神社を参拝する。その後順次に公的色彩がでてくる。



小池健治氏

また同年に、「靖国神社における公式参拝の実現を推進する」ことを運動目標とする英霊にこたえる会が発足した。

そして一九八四年、首相の私的諮問機関である「閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会（靖国懇）」が発足する。この靖国懇の報告に基づいて、一九八五年八月十五日に中曽根首相の靖国神社公式参拝が実現した。

このように、靖国神社公式参拝問題は、すでに四十年前からの動きがあり、靖国神社の国家護持、あるいは国营化の一里塚として公式参拝が進められているのである。したがってこの問題は靖国神社と国家との関係の極めて危険な問題を包蔵しており、特に宗教者としては見逃すことができないことである。

二、靖国神社公式参拝と政教分離

靖国神社の公式参拝問題については、この問題が起こってから様々な見解が出されている。

1 内閣法制局の従前の見解

公式参拝問題が取り上げられたのは、一九七五年であるが、この時に吉国法制局長官が国会で、「公式参拝は憲法二十条三項の重大な問題になる」との答弁を行った。その後、一九八〇年に「政府統一見解」が出され、「政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できない」としている。この見解は違憲だと断定はしていないが、少なくとも違憲説に極めて近いといえる。

2 津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決の目的効果基準

津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決は、「目的効果基準」を設けた。すなわち、「憲法二十条三項にいう宗教活動とは、行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為を言い、ある行為がこの宗教活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断すべきである」との判断を下した。

3 「靖国懇」報告書・政府見解とその問題点

一九八五年八月九日に「靖国懇」報告書が出された。この報告書は公式参拝の合憲性の理由づけを最高裁判決の「目的効果基準」に

求め、「これによれば、憲法二十条三項によって禁止されない国及びその機関による宗教的活動又は宗教上の行為が存在し得ることは明かである」とし、これを受けて公式参拝は行われた。

このようにして、従来の「政府統一見解」は変更され、社頭一札の参拝方法がとられる。

4 仙台高裁判決、その他の判決

中曽根首相の公式参拝があった後、公式参拝の違憲性をめぐって、大阪、姫路、福岡等の靖国訴訟が提起された。

その中でも、一九九一年の仙台高裁判決では、「国と宗教法人靖国神社とのかかわり又は政教分離原則に照らし相当限度を越えて違憲」との明確な違憲判決が出された。またその他の判決においても大勢は違憲判決である。

おわりに

違憲問題において、政教分離の原則とは戦争の反省から出た、平和憲法へとつながる大きな原則である。この靖国神社問題は、政教分離の原則という憲法の根幹を揺るがす問題として、国民の一人として無視することはできない。

また、宗教者として信教の自由がその生命線である以上、政教分離の原則が破られることのないように見守る必要がある。

東京と福岡で仏教会総会

東京都仏教連合会の理事会及び総会は、去る六月十四日午後二時から、築地本願寺第二伝道会館を会場に開催された。平成四年度会務報告、決算審議、監査報告などにつづいて、新しい役員を選任が行われ、会長に岩崎宗秀、理事長に白川謙敬、事務局長に菊地昌雄の各師が選ばれた。その後、ひろさちや氏が「イスラム教的思考と仏教」というテーマで講演を行い、五時半からは、新旧役員のお送り会がもたれた。

一方、福岡県仏教連合会の総会は、七月五

日午後三時より、セントラルホテル・フクオカを会場に開催された。平成四年度事業報告、決算報告、平成五年度事業計画案、予算案などの審議につづいて、昨年九月に開催された第三十五回全日本仏教徒会議九州大会の決算報告が行われた。次に、この大会の関連行事として計画が進められている、福岡県仏教婦人連合会の設立に向けて、準備委員会から詳細な報告が行われた。最後に全仏事務局がルンビニー復興事業への協力を要請し、五時半からの懇親会へと移った。

哀 悼

石倉 光昭 (全仏評議員)
七月三日、六十四歳で遷化
時宗事務長

三三三 事務局録事

- 一 六月一
- 三日 日宗連理事會
- 四日 自民党文教関係議員との懇談會
局内會議
- 五日 増上寺法主晋山式参列

- 六日 十一日 ネパール現地調査
- 七日 同和委員会・研究会
- 十日 全青協墨蹟展出席
信教の自由に関する委員会
法律相談室
- 十一日 真言宗各派同和研修会出席
- 十四日 東京都仏教連合会総会出席
- 十六日 局内會議
文化庁宗務課との懇談會
- 二十二日 局内會議
- 二十四日 法律相談室
- 三十日 局内會議

- 一 七月一
- 一日 総持寺差別戒名追善法要参列
- 五日 福岡県仏教連合会総会出席
- 六日 同和担当者連絡會
- 七日 松原哲明師出版記念會出席
- 二十一日 部落解放研究所創立二十五周年記念東京集會出席
局内會議
- 二十三日 ルンビニー委員会
- 二十六日 日宗連理事會
- 二十七日 加盟団体代表者同和研修會
- 二十八日 総務委員会
- 二十九日 高知県仏教会訪問

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3641) 4965

一九九三年八月一日発行
発行人 旗本宏昌 発行所 財団法人 全日本仏教会
〒110 東京都港区芝公園四一七-四
電話 (03) 3441-1111